

加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL <http://www.kamocci.or.jp/> E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 358号/R2. 4. 3発行

◆確定申告はお済ですか？

無料納税相談会(予約制)は4月8日開催

3月3日(火)開催予定の納税相談会はコロナウイルス感染症の影響により、急きょ中止としたことから、下記のとおり相談会を開催いたします。申告がお済でない方はぜひご利用ください。なお、コロナウイルス感染防止を考慮し、予約制とさせていただきます。

○日 時 4月8日(水) 午前の部 9:30～、午後の部 13:00～
(1人30分程度を予定。別紙申込書にてお申し込みください)

○場 所 加茂商工会議所 研修室

○当日ご持参いただくもの

- ①申告関係書類 ②前年度の確定申告書、決算書または収支内訳書の控え
③各種控除証明書、源泉徴収票 ④印鑑 ⑤マイナンバーカード等

○各種申告期限

	申告・納付期限	振替日
所得税(及び復興特別所得税)	令和2年 4月16日(木)	令和2年 5月15日(金)
個人事業者の消費税 (及び地方消費税)		令和2年 5月19日(火)
贈与税		

※申告書・決算書等は当所でも提出できます

○4月16日(木)午前中までに当所窓口へお持ちください。

○印鑑、マイナンバー確認書類、身分証明書をご持参ください。

○確定申告関係書類は当所窓口を用意していますので、お気軽にご連絡ください。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/明間、渡邊)まで。

○産業センター内会議室等の利用再開

新型コロナウイルス感染症の影響で中止していた産業センター内の会議室等貸室業務を4月1日から再開いたしました。ご利用される場合は、手指の消毒、定期的な換気などの対策の他、感染が発生した場合の対応に備えて参加者名簿を作成し、提出していただきますので、ご了承ください。

なお、改正健康増進法の全面的な施行に伴い、産業センターでも全館(駐車場等を含む)禁煙となりました。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/大湊)まで。

◆小規模事業者持続化補助金／次回締め切りは6月5日

～販路開拓等の取り組みに対し最大50万円(2/3 補助)補助～

- 補助対象 従業員数20人以下の製造業・その他業種
〃 5人以下の小売業・卸売業・サービス業
- 補助対象経費 新規顧客獲得・販路開拓に取り組む費用
店舗改装、ホームページ作成費、チラシ作成費、展示会等出展費等
- 受付締切 第1回締切／3月31日(火)、第2回締切／6月5日(金)
第3回締切／10月2日(金)、第4回締切／令和3年2月5日(金)
いずれも当日消印有効
- 採択発表 令和2年8月上旬頃予定(第2回受付分)
- 事業実施期限 交付決定日から令和3年3月31日(水)まで(第2回受付分)

※申請書の他に当商工会議所が発行する書類が必要になりますので、お早めにご相談ください。

◆働き方改革関連法／時間外労働の上限規制導入

4月1日から中小企業でも適用開始になりました

- ・時間外労働(休日労働は含まず)の上限は、原則として、月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできなくなります。
- ・臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合でも、時間外労働は年720時間以内、時間外労働+休日労働では月100時間未満、2～6カ月平均80時間以内とする必要があります。
- ・原則である月45時間を超えることができるのは年6カ月までです。
- ・法違反の有無は「所定外労働時間」ではなく、「法定外労働時間」の超過時間で判断されます。

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740(担当/明間、山本まで)。

新型コロナウイルス関連情報

相談窓口開設中!

○日本政策金融公庫特別貸付／利子補給制度併用で実質無利子化

新型コロナウイルス感染症特別貸付

- 融資対象 新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者で次のいずれかに該当する方
 - ①最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
 - ②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合、最近1カ月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - ・過去3カ月(最近1カ月)の売上高
 - ・令和元年12月の売上高
 - ・令和元年10月～12月の売上高平均額

- 融資限度額 6,000万円（中小企業は3億円）
- 資金使途 運転資金、設備資金 ○担保 無担保
- 融資期間 運転15年以内、設備20年以内（うち据置5年以内）
- 貸付利率 【当初3年間】国民事業（個人事業主など）…0.46%
中小企業…0.21%
【4年目以降】国民事業（個人事業主など）…1.36%
中小企業…1.11%

特別利子補給制度

- 適用対象 上記融資制度により借入れを行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方
 - ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
 - ②小規模事業者（法人事業者）：売上高15%減少
 - ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高20%減少
 - ※小規模要件 製造業、建設業、運輸業その他業種 20名以下
卸売業、小売業、サービス業 5名以下
- 補給機関 借入後当初3年間

○県特別融資制度／限度額が拡大、融資期間延長

- 融資限度額 5,000万円以内に拡大
既存の県セーフティネット資金の他の要件とは別枠で利用可能
- 資金使途 運転資金
- 融資期間 10年以内（据置3年以内）に期間延長
- 貸付利率

3年以内	1.15%	3年超～5年以内	1.35%
5年超～7年以内	1.55%	7年超～10年以内	1.75%

○国税の納付が困難な場合の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、原則として1年間の猶予が認められることがあります。

- 例えば…利益の減少等により著しい損失を受けた場合、やむを得ず事業を廃業または休止した場合、ご本人又はご家族が病気にかかった場合 等
- 必要な要件（全てに該当する場合に認められます）
 - ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあると認められること。
 - ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
 - ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納が無いこと。
 - ④ 納付すべき国税の納期限から6カ月以内に申請書が提出されていること。
※令和元年分の申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税の確定申告の納期限は4月16日となります。
 - ⑤ 原則として担保の提供があること（不要な場合があります）

※詳しい内容や手続きについては三条税務署（TEL:32-6211）へお問い合わせください。

○雇用調整助成金の特例措置が更に拡大

4月1日から全国の全業種において新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に対して以下の内容で特例措置が拡大されました。

【助成率】 大企業 2/3、中小企業 4/5 → 解雇等を行わない場合は大企業 3/4、中小企業 9/10

【支給限度日数】 4月1日～6月30日は、1年間の支給限度日数100日とは別に利用可能

※詳しくは [厚生労働省 雇用調整助成金](#) で検索してください。

○加茂市の雇用支援／雇用調整助成金の申請手数料補助

国の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼する場合の手数料を補助。

(対象) 常時雇用する従業員が10人未満で事業主が雇用保険法の適用を受けていること。
納付期限の到来した市税を完納していること。

※雇用調整助成金の申請をお考えの方は会議所へご相談ください。

◆健康診断のご案内 ～会員特別受診料補助あり～

- ・健康診断→受診料一部補助
- ・人間ドック→1名につき2,000円補助

当所会員事業所の役員、従業員、家族従業員が対象です。

実施機関	健診日時 (会場は、加茂市産業センターです)
(一社) 新潟県労働衛生医学協会 TEL:025-370-1960	4/10 (金)(午前の部のみ) 8:30～11:30 4/17 (金)(午後の部のみ) 13:30～15:30
(一社) 新潟県健康管理協会 TEL:025-283-3939	4/28 (火)(午前の部のみ) 8:30～11:30

※詳しくは、当商工会議所 TEL:52-1740 (担当/渡邊) まで。

※切らずにこのままFAXしてください

所得税・消費税無料納税相談会 申込書

加茂商工会議所 (FAX:52-4100) 行

事業所名		参加者名	
住所		電話番号	
4月8日(水) AM・PM (いずれかに○印をお付けください)			
※新型コロナウイルス感染防止のため、予約制とさせていただきます(1人30分程度)。			